

日本の建築家の職能に関する西山卯三の言説をめぐって The discourse of Uzo Nishiyama on the profession of Japanese architects

○佐村航¹, 田所辰之助²○Wataru Samura¹, Shinnosuke Tadokoro²

Abstract: In order to consider the professional problems of Japanese architects, research on history of the legislation and the movement to establish architect profession in Japan. In proceeding with the discussion, examine the discourse of Nishiyama Uzo who actively advocated the profession of architects. Verifying “awareness of architect's social responsibility” he consistently claims.

1. 研究背景と目的

明治期に西洋の様式建築が移植された後に「造家学会（明治十九年）」の設立によって始まったとされる日本の建築家は、確固たる職能の確立がなされないまま、現代まで資本に仕える形で曖昧な建築家像のもと変遷してきた。建築士法の制定によって「建築士」の定義はなされた一方で、近代社会では当たり前であるプロフェッションと呼ばれる「建築家」の定義付けはなされていない。また、専兼問題や設計施工分離一貫問題、報酬規程に関する公取問題など、職能確立には障害となる様々な問題を孕んでいることが表面化した。現代においても、その問題は解決されたとは言い難く、未だにその職業領域の明確化はなされていない。

住宅政策および住宅計画に関わる「住居建築家」が日本の建築家のあるべき姿とした西山卯三の建築家職能論を通じ、特異な発展をしてきた日本の建築家の職能問題の軌跡を追うことで、現代の日本の建築家の所在を問うことを目的とする。

2. 研究方法

本研究では、日本における建築家の職能確立に向けての運動や法整備、その後の変遷を把握することが基礎研究であり、まずはそれに関する文献を検証する。そして、建築士法について議論が活発化していた昭和期に積極的に職能論を唱えた西山卯三の論考を辿る。

3. 日本の建築家職能の軌跡

3-1. 戦前の建築士法制定運動

民間建築家たちで構成された日本建築士会は、彼らの存在基盤を確保するため、建築士法の制定に注力し始め、1925年に法案を議会に提出する。その後、案の改正をしながら審議は重ねられたが、戦時体制へと突入していた1940年の審議を最後に未成

立に終わる。

3-2. 戦後の建築士法制定と改正運動

戦後の住宅不足による復興の気運の中で、日本建築士会のみならず戦災復興院や建築学会などの団体も建築士法の制定運動に本格的に乗り出す。1950年に建築基準法とともに建築士法は制定されるが、その後、都道府県別の建築士会や日本建築士連合会などのさまざまな職能団体が成立する中で、各団体や行政から建築士法の改正の要望の声上がる。

3-3. 職能確立を妨げてきた問題

建築士法制定運動が始まった当初から、西欧的アーキテクトを目指す民間建築家と建築の総合技術化を訴える構造アカデミズム派との間で専業・兼業問題の議論が行われてきた。その尾を引くように、1968年の「鹿島論争」に代表される設計施工分離一貫問題へと繋がっている。また、制定前から日本の建築を支えていた大工棟梁や建築代理士などを含めた職業領域の区別が不明確であった為に、制定の際には「建築士」を階級で分ける折衷案を採用するが、これは「職能法」ではなく「資格法」の性格を持ち、この問題も職業領域を不明確にし職能確立を妨げている要因となった。

4. 西山卯三の略歴

西山卯三は1930年に京都大学建築学科に入学する。「DEZAM（デザム）」という名のクラスのもと、機関誌を作成したり住宅問題の研究をするなど、社会運動の昂揚の中で人間形成をしていく。卒業後、石本喜久治の建築事務所に就職し、同時に青年建築家クラブのメンバーとして活動。兵役を経て、再び京都大に戻り、住宅営団発足に参加しながら住宅計画学の研究・確立に尽力した。戦時下から戦後復興期には『国民住居論攷』や「食寝分離論」に代表される住宅論を唱え、その後の

1：日大理工・院（前）・建築 2：日大理工・教員・建築

高度経済成長期から低成長期では、住宅問題を社会現象や政策・計画に発展させ地域空間論へと落とし込んでいることから、西山卯三の研究対象は幅広く、時代が抱える問題の核心に肉薄していったことが分かる。また、彼の思想の根底には、唯物史観とマルクス主義があり、社会改革つまり資本主義社会からの脱構築をつねに視野にいていた。

5. 西山卯三の建築家職能論

5-1. 「我国建築家の将来に就いて」

1930年代半ばに来日したブルーノ・タウトは、日本に西洋的な建築家像の確立の必要性を説いた。彼の発言に反論する形で、当時京都大学の大学院生であった西山卯三は『建築雑誌』（1937年4月号）に日本における建築家のあり方についての論文を投稿している。西洋とは異なる日本の建築家の特殊性を説き、企業家の「奴隷」となった建築家の未来は建築生産技術に裏付けられた小規模建築物にあると唱えた。

5-2. 住宅問題

1944年にまとめられた論文『国民住居攷』では、戦時下において規制により国家的性格を帯びてきた「大衆住宅」へ建築家が積極的に関与すべきことを主張しているが、この点に関しては布野修二氏が指摘しているようにファシズム国家の論理へ収斂している¹⁾。また、1955年には『建築雑誌』に「住宅問題と建築家」という題目で論考を載せている。戦後の住宅難によって建築家のもとに仕事が舞い込んできたが、その際の建築家の受動的な設計態度に異を唱えている。封建的な暮らしに慣れた国民の住意識を変革するような姿勢、プロフェッションとしての社会的責任の自覚を建築家たちに求めている。

5-3. 建築教育

京都大学を退官した1974年には、同じく『建築雑誌』に「建築教育の課題」という題目で論考を載せている。ここでは、建築教育の場における分業化・専門分化に問題を投げかけている。日本では伝統的に非分離の体制であるという点や、建築術は総合的な建築教育の上に成立するという点で、分離には反対の姿勢をとっている。分離することで建築学生が社会的連関から断絶されることを危惧している。

5-4. 建築家のあり方

西山卯三の住宅政策および住宅計画についての言説から、資本主義体制下における自由職業人的な建築家の職能の確立には諦めの態度が読み取れる。そ

の中で、住宅に対しては社会改良家として建築家の参画を求めた。一方で、晩年には、経済論理による分業化によって建築家の職業領域が流動的に変化している事実を認め、個人としてだけでなく集団として建築職能確立の努めを果たす必要性があるとも語っている。つまりは、建築家の生業の根本である「小空間（生活空間）」を手掛ける際には、各個人が社会的責任の自覚を持つことを求め、個人としては解決できないような「大空間」に対しては、対立意識や利潤追求にとらわれない職能集団を形成することでギルド的な倫理性をもって接していくことを求めている。

6. まとめ

西山卯三の建築家職能論を考察するため、建築士法の制定運動や各時代の西山卯三自身の言説を取り上げた。戦前・戦後と社会構造が変化していった日本の建築界で、社会から求められる建築家像の変化を西山卯三は認めているが、一貫して建築家自身の社会的責任の自覚を促しており、それは時代の変化に動じない建築家の職能の確立に繋がると考える。

今後の研究の展開として、西山卯三以外の職能論を唱えている建築家の言説も追っていきながら、日本の建築家職能論の更なる考察をおこなってきたい。

7. 参考文献

- [1] 西山卯三「住宅問題と建築家」『建築雑誌』, 第70巻818号, 1955年01月号, pp. 3-10 [2] 西山卯三「建築教育の課題—職業教育の専門分化の条件」『建築雑誌』, 第89巻1085号, 1974年10月号, pp. 815-816 [3] 西山卯三他『続・現代建築の再構築』彰国社, 1978年 [4] 山本正紀『建築家と職能—建築家のプロフェッションとは何か』清文社, 1980年 [5] 西山卯三「民主的職能論—職能倫理の確立をめざす運動の前進なしには豊かな高度文明社会はつくりえない(視点・私点・支点)」『建築雑誌』, 第106巻1308号, 1991年01月号, pp. 13-14 [6] 布野修二「西山卯三論序説—I. 新興建築と住宅…西山卯三の初期建築論」『建築文化』, 第49巻576号, 1994年10月号, pp. 131-144 [7] 布野修二「西山卯三論序説—II. 国家と建築家」『建築文化』, 第49巻577号, 1994年11月号, pp. 115-128 [8] 西山卯三『都市と住まい—西山卯三 建築運動の軌跡』東方出版, 1997年 [9] 藤井正一郎・鶴巻昭二『日本の建築家職能の軌跡—新日本建築家協会の設立まで』日刊建設通信新聞社, 1997年 [10] 住田昌二・西山文庫『西山卯三の住宅・都市論—その現代的検証』日本経済評論社, 2007年 [11] 速水清孝『建築家と建築士—法と住宅をめぐる百年』東京大学出版会, 2011年 [12] 櫻井康宏「転換期の捉え方と建築家の職能—西山卯三の社会論からの展開」『建築とまちづくり』, 425号, 2013年12月号, pp. 38-45

注 1) 布野修二「西山卯三論序説—II. 国家と建築家」を参照